

2015年1月1日

『ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則』新旧対照表

旧規則（2014年4月1日施行）	新規則（2015年1月1日施行）
<p>第2条（この規則の適用）</p>	
<p>第2条（この規則の適用） 1 この規則は、日本ドーピング防止規程に基づいて次の団体がした決定に対する不服申立てを対象とする。 一 日本アンチ・ドーピング機構 二 日本ドーピング防止規律パネル（中略） 五 公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下省略）</p>	<p>第2条（この規則の適用） 1 この規則は、日本アンチ・ドーピング規程に基づいて次の団体がした決定に対する不服申立てを対象とする。 一 日本アンチ・ドーピング機構 二 日本アンチ・ドーピング規律パネル（中略） 五 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下省略）</p>
<p>2 この規則による仲裁の申立人には、少なくとも次の者を含む。 （中略） 六 公益財団法人日本障害者スポーツ協会（中略） 八 第1号に定める競技者その他の者が服する日本アンチ・ドーピング機構以外の国内ドーピング防止機関 九 世界ドーピング防止機構</p>	<p>2 この規則による仲裁の申立人には、少なくとも次の者を含む。<u>ただし、第10号及び第11号に掲げる者については、オリンピック大会又はパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定に対してのみ、仲裁申立てを行うことができる。</u> （中略） 六 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（中略） 八 第1号に定める競技者その他の者が服する日本アンチ・ドーピング機構以外の国内アンチ・ドーピング機関 九 世界アンチ・ドーピング機構 十 国際オリンピック委員会 十一 国際パラリンピック委員会</p>
<p>第3条（定義）</p>	
<p>第3条（定義） 3 この規則において「日本アンチ・ドーピング機構」とは、財団法人日本アンチ・ドーピング機構寄附行為に基づき2001年9月16日に設立された団体をいう。</p>	<p>第3条（定義） 3 この規則において「日本アンチ・ドーピング機構」とは、財団法人日本アンチ・ドーピング機構寄附行為に基づき2001年9月16日に設立され、<u>公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構定款に基づき2011年4月1日に公益財団法人に移行した団体</u></p>

	をいう。
4 この規則において「 <u>日本ドーピング防止規程</u> 」とは、日本アンチ・ドーピング機構が2004年12月28日に採択した日本アンチ・ドーピング規程、及び2007年7月1日発効の日本ドーピング防止規程(その後改正される規程も含む。)をいう。	4 この規則において「 <u>日本アンチ・ドーピング規程</u> 」とは、日本アンチ・ドーピング機構が2004年12月28日に採択した日本アンチ・ドーピング規程、2007年7月1日発効の日本ドーピング防止規程及び2015年1月1日発効の日本アンチ・ドーピング規程(その後改正される規程も含む。)をいう。
5 この規則において「 <u>日本ドーピング防止規律パネル</u> 」とは、日本 <u>ドーピング防止規程</u> 第8条に定める機関をいう。	5 この規則において「 <u>日本アンチ・ドーピング規律パネル</u> 」とは、日本 <u>アンチ・ドーピング規程</u> 第8条に定める機関をいう。
6 この規則において「 <u>禁止物質の治療目的使用の適用措置 (TUE)</u> 」とは、ドーピングに関するルールによる禁止物質又は禁止方法の使用が必要とされる病状となった場合に日本 <u>ドーピング防止規程</u> 第4.4条以下の規定により処理される措置をいう。	6 この規則において「 <u>禁止物質の治療使用特例 (TUE)</u> 」とは、ドーピングに関するルールによる禁止物質又は禁止方法の使用が必要とされる病状となった場合に日本 <u>アンチ・ドーピング規程</u> 第4.4条以下の規定により処理される措置をいう。
7 この規則において「 <u>世界ドーピング防止機構</u> 」とは、スイス連邦共和国ローザンヌにおいてスイス民法典に基づいて1999年11月10日に設立された団体をいう。	7 この規則において「 <u>世界アンチ・ドーピング機構</u> 」とは、スイス連邦共和国ローザンヌにおいてスイス民法典に基づいて1999年11月10日に設立された団体をいう。
10 この規則において「 <u>審問期日</u> 」とは、日本 <u>ドーピング防止規程</u> 第13条に定める「 <u>審問会</u> 」を指す。	10 この規則において「 <u>審問期日</u> 」とは、日本 <u>アンチ・ドーピング規程</u> 第13条に定める「 <u>審問会</u> 」を指す。
11 「 <u>国内競技連盟</u> 」、「 <u>国際競技連盟</u> 」、その他日本 <u>ドーピング防止規程</u> において定義されている用語は、同規程の定めるところによる。	11 「 <u>国内競技連盟</u> 」、「 <u>国際競技連盟</u> 」、その他日本 <u>アンチ・ドーピング規程</u> において定義されている用語は、同規程の定めるところによる。
第4条 (仲裁合意)	
第4条 (仲裁合意) 本規則に基づく仲裁については、日本 <u>ドーピング防止規程</u> に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、仲裁合意は存在しているものとみなす。	第4条 (仲裁合意) <u>この規則</u> に基づく仲裁については、日本 <u>アンチ・ドーピング規程</u> に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、仲裁合意は存在しているものとみなす。
第6条 (日本アンチ・ドーピング規程との関係)	
第6条 (日本<u>ドーピング防止規程</u>との関係) この規則の適用上、日本 <u>ドーピング防止規程</u> 第13.2.1項、その他同規程に定めのある事項については、同規程に従う。	第6条 (日本<u>アンチ・ドーピング規程</u>との関係) この規則の適用上、日本 <u>アンチ・ドーピング規程</u> 第13.2.1項、その他同規程に定めのある事項については、同規程に従う。
第13条 (提出部数・提出先)	
第13条 (提出部数・提出先)	第13条 (提出部数・提出先)

<p>当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数（仲裁人を 1 名とすることが決まっていな限り 3 名とする。）と相手方の数に 2 を加えた部数とする。ただし、<u>本規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。</u></p>	<p>当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数（仲裁人を 1 名とすることが決まっていな限り 3 名とする。）と相手方の数に 2 を加えた部数とする。ただし、<u>この規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。</u></p>
<p>第 15 条（申立期限）</p>	
<p>第 15 条（申立期限）</p> <p>1 仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から <u>14 日以内</u>に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、申立人の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世界<u>ドーピング防止機構</u>による仲裁の申立ては、申立ての対象となっている決定がされた日から <u>42 日以内</u>、又は、世界<u>ドーピング防止機構</u>がその決定に関する完全な書類を受け取ってから <u>21 日以内</u>に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、世界<u>ドーピング防止機構</u>の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。</p>	<p>第 15 条（申立期限）</p> <p>1 仲裁の申立ては、<u>申立人が</u>申立ての対象となっている決定<u>を受領した</u>日から <u>21 日以内</u>に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、申立人の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世界<u>アンチ・ドーピング機構</u>による仲裁の申立ては、<u>第 2 条第 2 項に掲げる者が仲裁の申立てを提起し得た最終日</u>から <u>21 日以内</u>、又は、世界<u>アンチ・ドーピング機構</u>がその決定に関する完全な書類を受け取ってから <u>21 日以内</u>に、日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、世界<u>アンチ・ドーピング機構</u>の責めに帰すべき事情によらないでこの期間内に申立てができない特別の事情がある場合にはこの限りではない。</p>
<p>第 16 条（仲裁の申立て）</p>	
<p>第 16 条（仲裁の申立て）</p> <p>1 (略)</p>	<p>第 16 条（仲裁の申立て）</p> <p>1 (略)</p> <p><u>1 の 2 団体である申立人は、その団体の組織規定の写しとともに、仲裁手続がその団体を代表する資格を有する者によって行われることを示す資料を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 16 条の 2（交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て）</p>	
<p>(規定なし)</p>	<p>第 16 条の 2（交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て）</p> <p>1 <u>被申立人は、第 16 条第 1 項に定める申立ての期限を経過した場合であっても、交差不服申立て又は後続の不服申立て（以下「交差不服申立て等」という）をすることができる。</u></p> <p>2 <u>交差不服申立て等は、第 18 条第 1 項の期</u></p>

	<p>限までに行わなければならない。</p> <p><u>3 交差不服申立て等については、第 16 条の仲裁の申立てに関する規定を準用する。</u></p>
第 17 条（仲裁申立ての受理及び通知）	
<p>第 17 条（仲裁の申立ての受理及び通知）</p> <p>1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第 1 項の規定に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意の存在の確認、及びドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立を受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しを添付する。</p>	<p>第 17 条（仲裁の申立ての受理及び通知）</p> <p>1 日本スポーツ仲裁機構は、<u>第 16 条</u>第 1 項の規定に適合した仲裁申立書の提出、仲裁合意の存在の確認、及びドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立を受理し、遅滞なく、申立人及び被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しを添付する。</p>
第 23 条（仲裁人）	
<p>第 23 条（仲裁人）</p> <p>2 当事者である競技者に係る禁止物質の<u>治療目的使用の適用措置 (TUE)</u>の申請又はそれに関する決定に対する不服申立てを検討したことがある者その他仲裁事案に何らかの形で関与したことがある者、及び仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。</p> <p>3 仲裁人は、仲裁人として当該仲裁事案の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、速やかにこれをスポーツ仲裁機構、スポーツ仲裁パネルの長、及び当事者に開示しなければならない。</p>	<p>第 23 条（仲裁人）</p> <p>2 当事者である競技者に係る禁止物質の<u>治療使用特例 (TUE)</u>の申請又はそれに関する決定に対する不服申立てを検討したことがある者その他仲裁事案に何らかの形で関与したことがある者、及び仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。</p> <p>3 仲裁人は、仲裁人として当該仲裁事案の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、速やかにこれを<u>日本</u>スポーツ仲裁機構、スポーツ仲裁パネルの長、及び当事者に開示しなければならない。</p>
第 32 条（審理手続の原則）	
<p>第 32 条（審理手続の原則）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 32 条（審理手続の原則）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 スポーツ仲裁パネルが審理できる範囲は、日本アンチ・ドーピング規程に基づいて第 2 条第 1 項の団体がした決定において取り扱われた範囲に限定されない。</u></p>
第 41 条（手続参加）	
<p>第 41 条（手続参加）</p> <p>1 不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に係る国内競技連盟及び国際競技連盟、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会、財団法人日本障害者スポーツ協会、並びに世界ドーピング防止機構は、審理の終結に至るまではいつでも、オブザーバーとして仲裁手続に参加することができる。オブザーバー</p>	<p>第 41 条（手続参加）</p> <p>1 不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に係る国内競技連盟及び国際競技連盟、<u>公益</u>財団法人日本オリンピック委員会、<u>公益</u>財団法人日本体育協会、<u>公益</u>財団法人日本障がい者スポーツ協会、並びに世界<u>アンチ・ドーピング</u>機構は、審理の終結に至るまではいつでも、オブザーバーとして仲裁手続に参加することが</p>

<p>は、権利としては自己の請求、主張その他をすることはできず、スポーツ仲裁パネルの許可又は要請がある場合にのみ、発言、資料の提出等を行うことができる。</p>	<p>できる。オブザーバーは、権利としては自己の請求、主張その他をすることはできず、スポーツ仲裁パネルの許可又は要請がある場合にのみ、発言、資料の提出等を行うことができる。</p>
<p>第 43 条（手続の非公開・仲裁判断等の公開・守秘義務）</p>	
<p>第 43 条（手続の非公開・仲裁判断等の公開・守秘義務）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>2 の 2 この規則の対象となる紛争に関して仲裁申立書の提出及び仲裁申立料金の納付がなされた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、当該仲裁申立てがなされた旨と共に、<u>事案番号、申立日及びその申立てに係る競技団体の名称</u>を速やかに公表するものとする。</p> <p>3 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p>3 の 2 この規則の対象となる紛争に関して、申立人がその申立てを取り下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、その事実を速やかに公表するものとする。</p>	<p>第 43 条（手続の非公開・仲裁判断等の公開・守秘義務）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>2 の 2 この規則の対象となる紛争に関して仲裁申立書の提出及び仲裁申立料金の納付がなされた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、当該仲裁申立てがなされた旨と共に、<u>事案番号及び申立日</u>を速やかに公表するものとする。</p> <p>3 日本スポーツ仲裁機構は、<u>アンチ・ドーピング規則違反が行われた旨判断する場合には、</u>仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p><u>3 の 2 日本スポーツ仲裁機構は、アンチ・ドーピング規則違反が行われなかった旨判断する場合には、当該決定の対象である競技者又はその他の人の同意がない限り、公開を差し控えるものとする。</u></p> <p>3 の 3 この規則の対象となる紛争に関して、申立人がその申立てを取り下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、その事実を速やかに公表するものとする。</p>
<p>第 48 条（仲裁判断の時期）</p>	
<p>第 48 条（仲裁判断の時期）</p> <p>1 スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、原則として、その日から 2 週間以内に仲裁判断をしなければならない。仲裁判断は、原則として、<u>日本ドーピング防止規律パネルの決定の日から 3 ヶ月以内</u>にするものとする。</p>	<p>第 48 条（仲裁判断の時期）</p> <p>1 スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、原則として、その日から 2 週間以内に仲裁判断をしなければならない。仲裁判断は、原則として、<u>日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定の日から 3 ヶ月以内</u>にするものとする。<u>ただし、日本アンチ・ドーピング規程第 10.6 項を適用し得る場合など例外的な事情がある場合は、この限りではない。</u></p>
<p>第 49 条（仲裁判断の基準）</p>	
<p>第 49 条（仲裁判断の基準）</p> <p>1 スポーツ仲裁パネルは、適用されるべ</p>	<p>第 49 条（仲裁判断の基準）</p> <p>1 スポーツ仲裁パネルは、適用されるべ</p>

<p>き法のほか、日本<u>ドーピング防止規程</u>、競技団体の規則その他のスポーツ界のルール及び法の一般原則に従って仲裁判断をするものとする。</p> <p>2 日本<u>ドーピング防止規程</u>の違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段による証明に基づいて認定されなければならない。スポーツ仲裁パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を認め（自由裁量により、電話による証言、又はファックス、Eメール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かを決定することを含む。）、事実認定の根拠として用いることができる。</p>	<p>き法のほか、日本<u>アンチ・ドーピング規程</u>、競技団体の規則その他のスポーツ界のルール及び法の一般原則に従って仲裁判断をするものとする。</p> <p><u>1の2 世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程は、独立かつ自立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を参照して解釈されないものとする。</u></p> <p><u>1の3 世界アンチ・ドーピング規程及び国際基準（世界アンチ・ドーピング規程を支持する目的で世界アンチ・ドーピング機関によって採択された基準）は、日本アンチ・ドーピング規程と不可分一体のものともみなされるものとし、齟齬がある場合には優先するものとする。</u></p> <p><u>1の4 世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程の各条項に付されている解説は、日本アンチ・ドーピング規程の解釈に使用されるものとする。</u></p> <p>2 日本<u>アンチ・ドーピング規程</u>の違反に関する事実は、自白を含む信頼性のある手段による証明に基づいて認定されなければならない。スポーツ仲裁パネルは、伝聞証拠を含む適合すると考えられる証拠を認め（自由裁量により、電話による証言、又はファックス、Eメール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かを決定することを含む。）、事実認定の根拠として用いることができる。</p>
--	--

第 53 条 （仲裁判断の効力）

第 53 条 （仲裁判断の効力）

仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する。ただし、日本ドーピング防止規程に従い、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport）へ申立てを行うことができる事案について、スポーツ仲裁裁判所への申立てが可能な期間が経過するまで、又は実際にそこへの申立てがされた場合はこの限りではない。

第 53 条 （仲裁判断の効力）

仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する。ただし、日本アンチ・ドーピング規程に従い、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport）へ申立てを行うことができる事案について、スポーツ仲裁裁判所への申立てが可能な期間が経過するまで、又は実際にそこへの申立てがされた場合はこの限りではない。

附則

附則 7

この規則は、2014 年 4 月 1 日に施行する。

附則 7

この規則は、2014 年 4 月 1 日に施行する。

	<p><u>附則 8</u> <u>この規則は、2015 年 1 月 1 日に施行する。</u></p>
--	--

以上